

第 23 回経営会議資料

- 議 題 美唄市まちづくり基本条例の見直しに関わる検討結果について
(現基本条例…H19.9.1 施行、H24.4.1 改正施行)

1 基本条例見直しの規定等

- ・基本条例第 37 条 条例の見直し…施行の日から 4 年を超えない期間ごと
- ・美唄市まちづくり基本条例の見直しに関する庁内検討委員会設置要綱

2 基本条例見直しの意思決定の手続き

- ・庁内検討委員会 (3/16、3/23、3/25)
- ・わたしたちの自治検討委員会元委員との意見交換 (3/24)
- ・経営会議

3 基本条例の見直しの方法

- (1) H23～H28 の世界、国内、市内の社会経済情勢を確認する。

基本条例改正時点 (H23.12) 以降、H23～H28 の社会経済情勢による本市を取り巻く環境の変化に基づく基本条例の変化を確認した。

- (2) 時代背景等で制度が陳腐化するなど、条例と誤差が生じているものがあるかどうかを確認した。

※以上、(1)～(2)の項目に基づき、別紙のとおり「見直し検討」を行った結果、
「美唄市まちづくり基本条例は変更しない」(案) としました。

4 その他 (参考)

- (1) 空知管内の市町におけるまちづくり基本条例の制定状況
- (2) 主な論点整理

空知管内の市町におけるまちづくり基本条例の制定状況(制定済は8市町)

市町名	名 称	施行日	作成型	見 直 し 規 定	改定・見直し状況
美唄市	まちづくり基本条例	H19.9.1	参加、協働の推進について具体的な参加手続きを明記しているフルセット型	第37条 1市長は、この条例の施行日から4年を越えない期間ごとに、この条例が市及び社会情勢に適合したものかどうかを検討します。2市長は前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すなど必要な措置を講じます。	平成24年4月1日改正(施行)
奈井江町	まちづくり自治基本条例	H17.4.1	コンポーネント型	第31条(条例の改正)町と町議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて、絶えず点検を行い、必要な場合は、この条例を改正します。	3月、4月に開催するまちづくり町民委員会で施策等を協議しているが、まちづくり自治基本条例は話題となっていない。
沼田町	まちづくり基本条例	H18.4.1	コンポーネント型	第19条2(条例の位置づけ)この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るとともに、必要な条例、規則などの制定、見直しを積極的に進めるものとします。	改正なし、見直し議論なし
秩父別町	自治基本条例	H19.7.1	コンポーネント型	なし。(策定時は町民を入れず、庁内で制定した。)	改正なし、見直し議論なし
芦別市	まちづくり基本条例	H20.10.1	コンポーネント型	第24条(この条例の検討と見直し)この条例は5年を越えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしく、社会経済情勢にあったものかどうかについて市民とともに検討を加え、その結果に基づいて見直します。	改正なし、H25年度に見直し検討(庁内、元策定委員)を行うも見直しなし
三笠市	未来づくり基本条例	H21.4.1	コンポーネント型	なし。	改正なし、見直し議論なし
新十津川町	まちづくり基本条例	H23.1.1	コンポーネント型	第37条(この条例の見直し)この条例の施行後5年を越えない期間ごとに、この条例が新十津川町にふさわしいものかどうかを町民と共に検討し、必要と認めたときは、この条例を見直します。	改正なし、H27年度に見直し検討(総合行政審議会)を行うも見直しなし
岩見沢市	まちづくり基本条例	H27.4.1	コンポーネント型	第28条(この条例の見直し)この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします	改正なし

道内で自治やまちづくりの基本あるいは市民参加を推進する条例の制定済は58市町(H27.12現在)

北海道	行政基本条例	H14.10.18	コンポーネント型	H21.3.31一部改正 附則2知事は平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、道政運営の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
-----	--------	-----------	----------	---	--

※作成型:コンポーネント型、フルセット型(岩手県立大学総合政策学部・高橋秀行)

コンポーネント型	参加、協働の原則規定のみを定め、手続きや仕組みの詳細は、別途、個別条例に委任する型の自治基本条例	札幌市、苫小牧市、稚内市
フルセット型	参加、協働の推進については、まちづくり基本条例本文に、具体的な参加手続きを明記の自治基本条例	ニセコ町

主な論点整理

<平成 27 年度の見直し議論>

【論点 1】基本条例第 23 条の説明・応答責任、第 2 項迅速かつ誠実に応答する責任がありますについて、他市町では、行政が適正な応答をしなかった場合、特別な救済機関を設けることなどを定めているところもあるが、本市の場合、そうした機関を設けるべきか。

※行政が適切な対応をしなかった場合、伊賀市では適正な機関の設置、ニセコ町では不利益救済のための機関の設置、札幌市ではオンブズマンの設置について触れているが、市民等からの要望等に対する回答の仕組み（マニュアル）は、要綱等で定めるべきものであることや、同第 3 項で「執行機関は、市民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるよう努める」と規定されており、適正な機関の設置がなければ、市民の不利益を解消できないとは考えにくいことから、改正しない整理とした。

【論点 2】基本条例に美唄市総合計画基本構想で掲げる「人づくり、人材の育成」を加えたらどうか、との課題が前回の改正議論の中で検討された。この 4 年間で札幌の 3 大学との連携による人づくりの取組みとして、「美唄サテライト・キャンパス」事業に積極的に取り組んでいることから、あらためて「人づくり、人材の育成」を加えてはどうか。

※最高規範である基本条例は、まちづくりの基本となるものの考えを規程しており、その意味で美唄サテライト・キャンパス事業が目的とする“人材育成”という視点も、前回議論した「人づくり、人材の育成」がコミュニティ（地縁組織又は志縁組織）などを通じてまちづくりに参加することが、人づくりに繋がっていくということを含めたものだと整理を行い、改正しない整理とした。

【論点 3】ここ数年来、災害発生時における連携協定が盛んに行われている。基本条例第 33 条安全・安心の確保に、連携協定についても触れた方が良いのではないか。

※同条第 3 項で、前回の一部改正時より「執行機関は、市民の生命、身体、財産及び安全なくらしを守るため、危機管理体制の充実、強化に努める」と規定されていることから、市民を守るための様々な連携協定は基本条例に則った協定であるとの整理を行い、改正しない整理とした。

【論点 4】H23 にユーロ危機が深刻化し欧州各国へ波及したり、円が戦後最高値を更新し輸出産業が大苦境に陥ったり、H27 にはギリシャの債務問題で再びユーロ危機に陥る等、世界の経済情勢が日本の経済に大きく影響を及ぼしていることから、基本条例第 33 条の安全・安心の確保に、市民の財産を守るための新たな規定を設けるべきか。

※基本条例は、第 1 条の目的で「美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定める」とともに、第 33 条の安全・安心の確保で、市民の生命、身体、財産及び安全なくらしを守ることが規定されているが、財産を守るといっても、災害等と経済危機とは次元が異なる。経済危機への備えについては、第 35 条の連携・交流の第 2 項で「市長は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながら、課題を解決するよう努めます。」と規定していることから、具体的な課題については、これを準用すべきとの整理を行い、改正しない整理とした。

【論点 5】基本条例第 35 条の国及び他の地方公共団体との関係や、最近、観光など様々な分野で民間団体とも連携協定を締結しているので、そうした民間団体との連携も加えた方が良いのではないか。

※観光等の分野での連携協定は、基本条例 36 条のさまざまな人たちとの交流に包含されるとの整理を行い、今回は改正しない整理とした。